

答申第70号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年3月1日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成27年度津市の生活保護で不正受給をした受給者氏名、生年月日、住所、内容、返還の有・無、津市としての対応のわかる文書

- (2) 実施機関は、平成29年2月10日付けで本件開示請求に係る補正依頼を次のとおり行った。

「平成27年度津市の生活保護で不正受給をした受給者氏名、生年月日、住所、内容、返還の有・無、津市としての対応のわかる文書」とありますが、「不正受給をした」とは、「生活保護法第78条に基づく費用徴収決定を受けた」と理解してよろしいか。

- (3) 審査請求人は、平成29年2月21日付けで、補正依頼に対する回答を次のとおり行った。

相違ありません。

- (4) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

平成27年度債権管理台帳（78条徴収金）
保護台帳

- (5) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年3月1日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

受給者氏名、ケース番号及び保護台帳は、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため

- (6) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求め

る審査請求を行った。

3 審査請求の理由

津市長前葉泰幸の裁量の範囲を逸脱し、生活保護費不正受給者を増加させた責任があり、辞任すべきであり、部分公開は許されないので、全部開示にすべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

平成27年度債権管理台帳（78条徴収金）のうち、受給者氏名及びケース番号については、条例第7条第2号に該当する個人情報であるため不開示とした。

また、生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条に基づく費用徴収決定を受けた経過などを記録した保護台帳については、条例第7条第2号に該当する個人情報であるため、その全部を不開示とした。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件処分の妥当性について争っている。

当審査会は、本件処分の妥当性について次のとおり検討した。

(1) 平成27年度債権管理台帳（78条徴収金）に係る条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。

平成27年度債権管理台帳（78条徴収金）は、生活保護法第78条に基づく費用徴収決定を受けた者の一覧表であり、その記載事項は、世帯主氏名、種別、ケース番号、地区、整理番号、返還決定日、返還決定総額、納付済額及び残額の9項目である。このうち、実施機関が不開示とした箇所は氏名及びケース番号であるが、当該番号は生活保護受給者と一意に紐づけられた番号であり、個人が特定され得る情報である。したがって、世帯主氏名及びケース番号は、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると認められる。

(2) 保護台帳に係る条例第7条第2号の該当性について

保護台帳は、生活保護受給者に係る詳細な情報を記載した個票であり、その記載内容は、作成日、地区名、ケース番号、開始日、廃止日、住所、

世帯主氏名、本籍地、筆頭者、保護開始理由（主文）、世帯の情報（氏名、続柄、性別、生年月日、学歴、健康状態、職業・学年及び備考、生活保持義務関係人不在者の情報（氏名、続柄、性別、年齢、不在時期、所在地及び不在原因等）、住居の状況、居住地の状況、備考（移動・変更日等）及びケース記録内容である。当該台帳は、作成日及び地区名を除き、全て条例第7条第2号に規定する個人情報に該当すると認められるが、作成日及び地区名のみを開示したとしても、本件開示請求により求められている情報は何ら存在していないことから、条例第8条第1項に規定する部分開示を適用せず、その全部を不開示とするのが適当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂